

鳴門教育大学教員教育国際協力センター規則

平成17年 3 月14日

規則第 6 号

改正 平成19年 3 月23日規則第17号

平成20年 3 月17日規則第 9 号

平成22年 3 月24日規則第20号

平成26年 3 月24日規則第16号

平成28年 3 月 9 日規則第 8 号

平成29年 3 月 8 日規則第16号

平成31年 3 月13日規則第17号

令和 6 年 4 月10日規則第 9 号

(趣旨)

第1条 この規則は、国立大学法人鳴門教育大学学則（平成16年学則第1号）第20条の規定に基づき、鳴門教育大学教員教育国際協力センター（以下「センター」という。）について必要な事項を定める。

(目的)

第2条 センターは、開発途上国の教育課題に対応した国際教育協力の計画・実施・評価に係る研究・開発を進めるとともに、国際的視野を持った人材を養成し、また、本学の豊富な国際教育協力経験を社会に還元し、貢献することを目的とする。

(業務)

第3条 センターにおいては、前条の目的を達成するために、次に掲げる業務を行う。

- (1) 理数科教育に関する協力事業の計画・実施に係る研究・開発並びにその成果の蓄積に関すること。
- (2) 教員養成及び現職教員研修に関する人材養成協力事業の計画・実施に係る研究・開発並びにその成果の蓄積に関すること。
- (3) 国際感覚を有する人材養成を目指した事業の計画・実施に関すること。
- (4) その他センター所長が必要と認めること。

(センター会議)

第4条 センターに、センター会議を置く。

2 センター会議は、次の各号に掲げる者をもって組織する。

- (1) センター所長
- (2) 兼務を命じられた教員
- (3) その他センター所長が必要と認めた者

3 センター会議に議長を置き、センター所長をもって充てる。

4 議長は、センター会議を招集しその議長となる。

5 センター会議は、次に掲げる事項を審議する。

- (1) センターの運営方針に関すること。
- (2) センターの年度業務実施計画に関すること。
- (3) センター人事、予算に関すること。

(4) センターの業務の実施に関すること。

(5) その他センターの運営に必要な事項

(職員等)

第5条 センターに、センター所長及び兼務を命じられた教員を置く。

2 前項に定める職員のほか、国際教育コーディネーターを置くことができる。

(センター所長)

第6条 センター所長は、センターの管理運営を統括する。

(国際教育コーディネーター)

第7条 国際教育コーディネーターは、研修業務の計画立案及び実施等を行う。

(事業評価)

第8条 センターの実施事業については、学内及び学外の有識者による事業評価を行うものとする。

2 前項の事業評価の実施については、別に定める。

(事務)

第9条 センターの業務に関する事務は、教務部学生課において処理する。

(細則)

第10条 この規則に定めるもののほか、センターの業務に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

1 この規則は、平成17年4月1日から施行する。

2 学長は、平成19年度中に、センターの業務等について見直しを行うものとする。

附 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和6年4月10日から施行し、令和6年4月1日から適用する。